

令和 7 年 7 月 28 日
鳥取河川国道事務所

鳥取河川国道事務所 X 運用ポリシー（改定）

1. 目的

本ポリシーは、鳥取河川国道事務所が取得した公式 X アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式 X アカウントの運用は、鳥取河川国道事務所が管理する千代川水系の河川・ダムにおける出水時の防災情報、一般国道 9 号・29 号・53 号・鳥取自動車道・山陰道における防災情報・道路情報等を流域住民及び道路利用者等に広く提供することを基本ポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) X : ユーザーが「ポスト」を投稿し、情報提供できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式 X : 鳥取河川国道事務所が設置・運営する X ユーザー名及びアカウント
- (3) 公式アカウント : X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ポスト : X に投稿する文章（140 文字以内の短文及び写真、図）のこと
- (5) 公式ポスト : 公式 X から投稿するポストのこと
- (6) フォロー : 他のユーザーのポストを自動受信するように設定すること
- (7) 返信 : X を使っているユーザーからのポストに対してポストを行うこと
- (8) リポスト : X を使っているユーザーが投稿したポストを引用して発信すること

4. 運用方法

公式 X の運用主体は鳥取河川国道事務所、アカウントの管理は計画課、占用調整課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

河川、ダムに関する情報、出水期において発表する洪水予報、ダム放流通知等を補足する情報及び道路の通行止め情報等を補足する情報を必要に応じて発信することを基本とする。発信する情報の範囲については、以下のとおりとする。

ア 河川：千代川・八東川・袋川・新袋川の直轄管理区間

イ ダム：殿ダム

ウ 道路：一般国道 9 号・29 号・53 号・鳥取自動車道・山陰道の直轄管理区間における通行止め等に関する道路情報及び道路事業に関する情報

エ その他：その他 X での発信が有用と思われる情報

（２）発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない

（３）発信手順

情報の発信にあたっては、鳥取河川国道事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適宜公式アカウントでポストする

（４）他アカウントのフォロー

公式×アカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローや返信、リポストは行わないものとする

（５）×に記載するリンク先

×に記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、事務所ウェブサイトとする

５．運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所周知サイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとする

６．その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成２３年４月５日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運用する

公式×について、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運用を中止し、アカウントを削除することがある